

【保管場所使用権原疎明書面（自認書）】の記載例

- 同じ駐車場の駐車枠1番から3番までを保管場所とする申請を3台同時に行う
- 自宅の車庫を保管場所とする届出を2台同時に行うといった、場所の表示（○市×町△丁目□番◎号）が同一となる保管場所に複数の自動車を保管する申請・届出を同時に行う場合には、自認書は1通の提出で足够了。

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請 届出 に係る保管場所である **土地・建物** は、私（当法人）の所有であることに間違いありません。

霞が関 警察署長 殿

令和7年 12 月 1 日

〒（100－8974）

住 所 千代田区霞が関2－1－2

電 話 03-3581-0141

氏 名 警察 太郎

- 保管場所証明申請の場合
→「証明申請」
- 保管場所届出の場合
→「届出」
に○印を付けてください。

- 保管場所である土地が
- 自己所有の場合
→「土地」
- 土地・建物の両方が自己所有の場合
→「土地」・「建物」の両方に○印をつけてください。

宛先（提出先）は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。

申請者又は届出者御自身の情報を記載してください。